

## 第6章 参考資料

### 1 用語の定義

本計画における主な用語の定義は、下記のとおりです。

用語	定義
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
特定行政庁 所管行政庁	建築主事を置く市町村の長及びその他の市町村の区域については都道府県知事、建築基準法では特定行政庁といい、耐震改修促進法では所管行政庁という。 ・耐震改修促進法に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、指導、助言、指示等を行うことができる。 ・鳥取県では、県・鳥取市・米子市・倉吉市・境港市(一定規模以下に限る)
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた耐震基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に着工した建築物に適用されている耐震基準
特定既存耐震不適格建築物	新耐震基準に適合しない建築物で、多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するもの(耐震改修促進法第14条)
通行障害建築物	地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物 (耐震改修促進法第5条第3項第2号)
要緊急安全確認大規模建築物	地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある不特定多数の者が利用する旧耐震基準で建築された大規模な建築物 (耐震改修促進法附則第3条)
要安全確認計画記載建築物	都道府県又は市町村が指定する旧耐震基準で建築された通行障害建築物、都道府県が指定する旧耐震基準で建築された防災拠点建築物(耐震改修促進法第7条)
耐震診断義務付け対象建築物	上記「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」

### 2 耐震改修促進計画の改定経緯

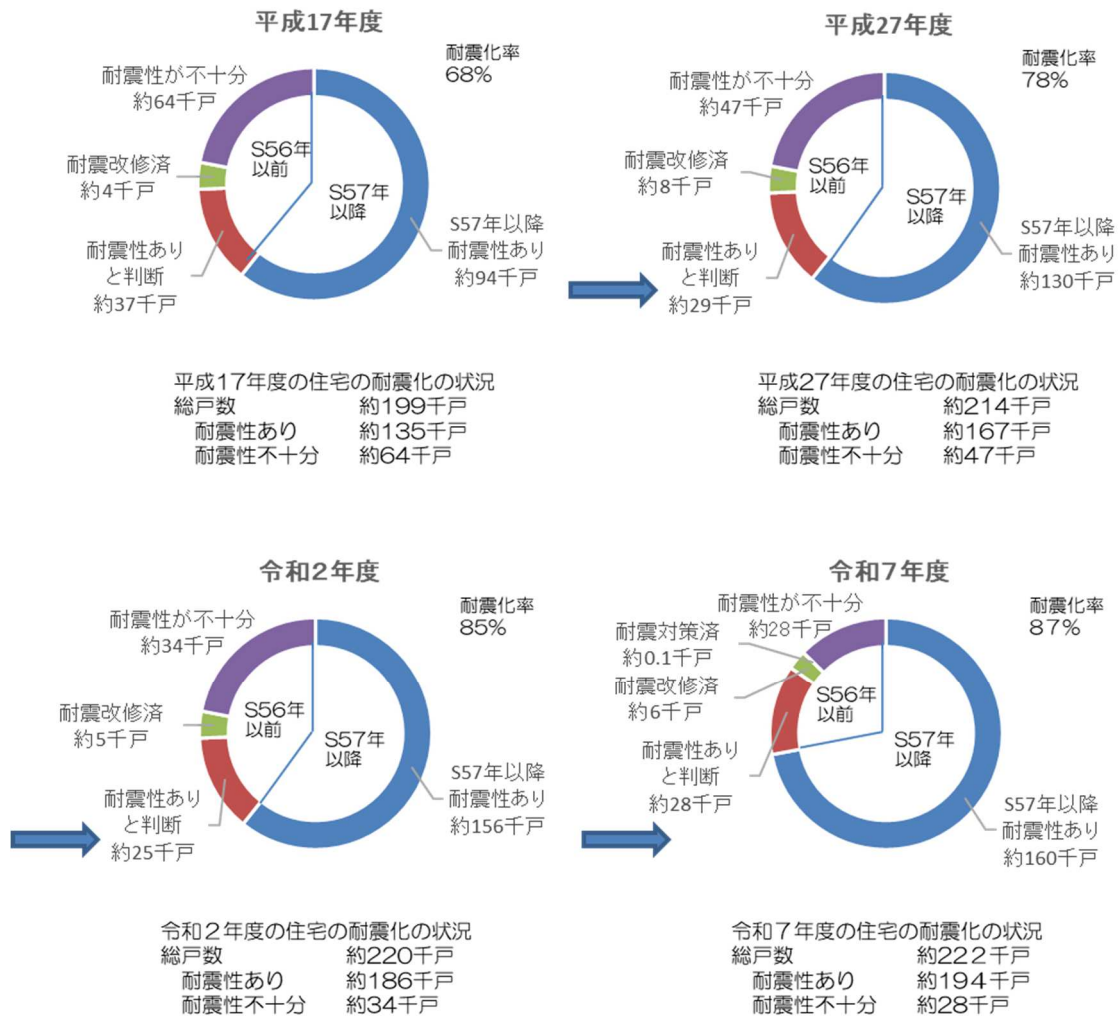
年度	計画改訂の概要
平成18年度 (第1期)	<p>平成19年3月鳥取県耐震改修促進計画策定 【鳥取県耐震改修促進計画の実施期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の地震防災戦略の実施期間と同じ平成27年度末までとする。</li> </ul> <p>【耐震化率の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度末の耐震化率の目標を、平成17年度時点の進捗状況を踏まえた設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅:78%→86%</li> <li>○特定建築物:79%→89%</li> </ul> </li> </ul> <p>【県有施設の耐震化の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の特定建築物について、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標とする。</li> </ul> <p>【住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村、県民及び建築関係団体がそれぞれ役割分担し、効率的な耐震化を促進する。</li> <li>・住宅・建築物の所有者等が行う耐震診断・耐震改修等への支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅・建築物の耐震化促進事業</li> <li>○擁壁・ブロック塀の耐震化促進事業</li> <li>○エレベーターの耐震化促進事業</li> <li>○がけ地近接等危険住宅移転事業</li> </ul> </li> </ul> <p>【地震発生時に通行を確保すべき道路の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化が必要な「地震時に通行を確保すべき道路」として、地域防災計画で定める緊急輸送道路を指定する。</li> <li>・その上で、当該道路の内、建築物の密集するDID地区内の道路を「平成27年度までに沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として位置付け、沿道建築物の耐震化を重点的に推進する。</li> </ul>

<p>平成27年度 (第2期)</p>	<p>平成28年3月改定 【鳥取県耐震改修促進計画の実施期間】 ・鳥取県国土強靱化地域計画の計画期間と同じ平成32年度末までとする 【耐震化率の目標】 ・平成32年度末の耐震化率の目標を、平成27年度時点の進捗状況を踏まえ設定 ○住宅:86%→89% ○特定既存耐震不適格建築物:89%→90% 【県有施設の耐震化の目標】 ・県内の特定既存耐震不適格建築物について、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標としていたが、現時点で7施設は耐震化未完了であるため、平成32年度までに耐震化率を100%とすることとする 【地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の指定】 ・旧耐震の建築物で耐震化が必要なものについて、防災拠点建築物として指定し、診断結果の報告期限は平成30年度末までとする 【地震発生時に通行を確保すべき道路の指定】 ・沿道建築物の耐震診断義務付け対象道路は県の計画では指定を行わない ・沿道建築物の耐震診断努力義務対象道路地域防災計画で定める緊急輸送道路(第1次～第3次)について、現計画を引き継ぎ指定し、一定規模以上の沿道建築物を耐震診断等の努力義務対象とする</p>
<p>令和2年度 (一部改訂)</p>	<p>令和2年3月一部改訂 【社会資本整備総合交付金の拡充】 ・住宅耐震化総合支援メニューに係る補助の拡充 ・ブロック塀耐震対策に係る補助の拡充 【社会資本整備総合交付金要件に対応】 ・地方自治体の庁舎に設置されたEVの二重ブレーキの設置改修の促進のため、本計画に既存EVの防災対策改修を重点的に実施する区域として県内全域を指定 【元号の変更】 ・平成31年(5月以降)以降の記載→「令和」記載に変更 【その他】 ・診断義務付け対象ブロック塀の路線指定を行わない</p>
<p>令和3年度 (第3期)</p>	<p>令和4年3月改定 【鳥取県耐震改修促進計画の実施期間】 ・県国土強靱化地域計画の計画期間と同じ令和7年度末までとする 【耐震化率の目標の引上げ】 ・令和2年度の耐震化進捗状況を踏まえて、令和7年度末の耐震化率の目標を設定する。 ○住宅:85%→92% ○建築物:19施設(70%)→23施設(85%) ※建築物の耐震化率は、耐震診断義務付け対象建築物を評価対象とする 【県有施設の耐震化】 ・県内の特定既存耐震不適格建築物は、令和6年度以降廃止や耐震改修を予定している。 ・その他の県有施設の内、重要度が高い施設については、平成25年度から耐震診断・耐震改修を実施。 ・耐震化未完了の10施設の内、3施設は廃止、4施設は耐震改修又は建替え、残り3施設は対応方針を検討している。 【住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策】 ・住宅耐震総合支援メニューによる耐震化の促進 ・補助金の代理受領又は請求書払いの導入促進 ・省エネ改修に併せた耐震改修の普及 ・コンクリートブロック塀の撤去・改修の促進・木塀の普及 ・屋根瓦の耐震対策</p>

<p>令和7年度 (第4期)</p>	<p>令和8年3月改定</p> <p><b>【鳥取県耐震改修促進計画の実施期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県国土強靱化地域計画の計画期間と同じ令和12年度末までとする</li> </ul> <p><b>【耐震化率の目標の引上げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の耐震化進捗状況を踏まえて、令和12年度末の耐震化率の目標を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅:87%→92%</li> <li>○建築物:17施設(81%)→21施設(100%)</li> </ul> </li> </ul> <p>※建築物の耐震化率は、要緊急安全確認大規模建築物を評価対象とする</p> <p><b>【県有施設の耐震化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設の特定期間既存耐震不適格建築物の内、耐震性が不足するものは残り1棟。</li> <li>・その他の県有施設の内、重要度が高い施設については、平成25年度から耐震診断・耐震改修を実施し、耐震性が不足するものは残り4施設となった。</li> </ul> <p><b>【住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震ケースマネジメントによる直接的な働きかけ・個別フォローアップの実施</li> <li>・市町村及び関係団体と連携した住宅耐震化に係る相談・支援体制の強化</li> <li>・耐震化重点区域の設定</li> <li>・命を守る耐震対策の普及</li> </ul>
------------------------	---

### 3 耐震化率の推移

#### (1) 住宅



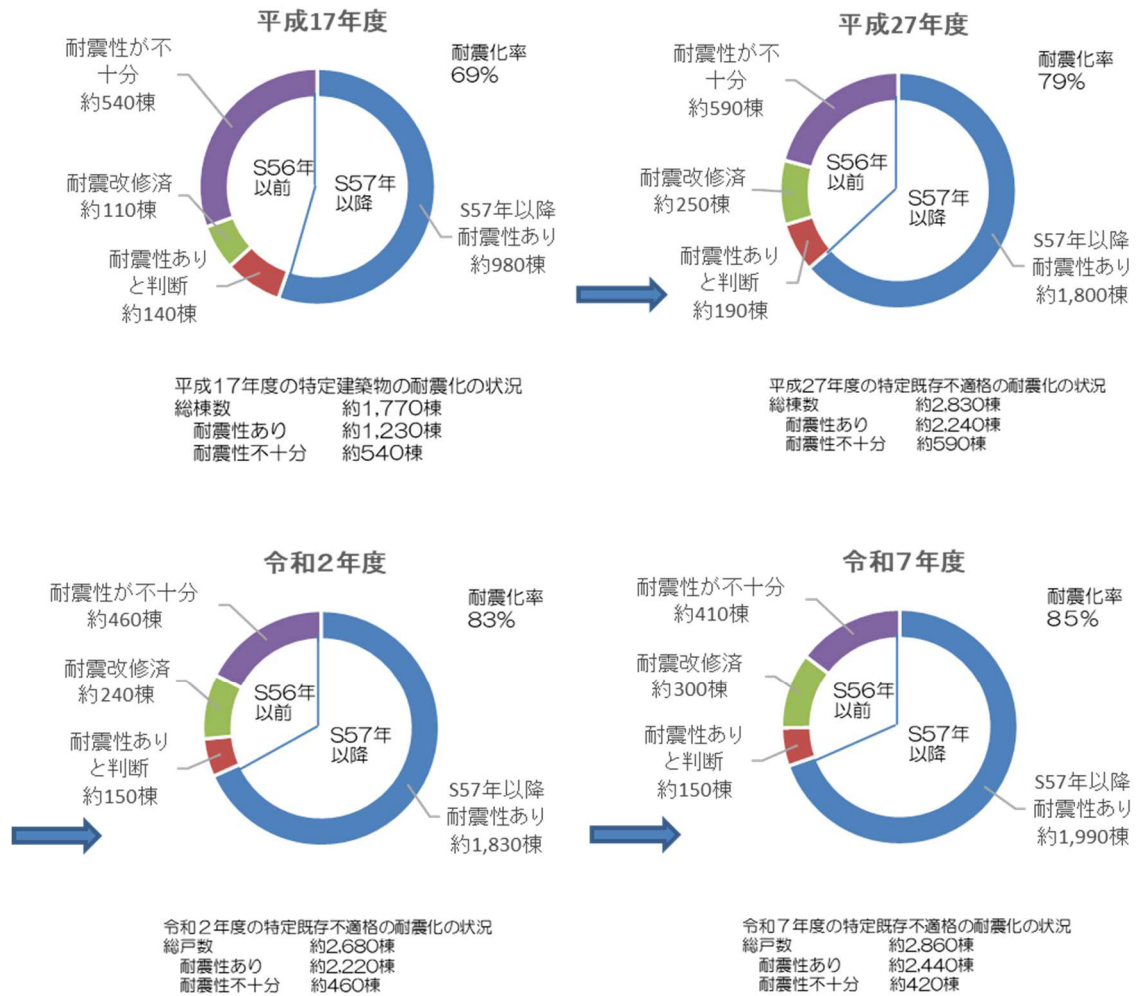
#### <令和7年度住宅耐震化率算定根拠>

1-1. 現状(住宅・土地統計調査より推計)									単位:戸
全体	合計	旧耐震				④新耐震	耐震性あり(②+③+④)	耐震化率	
		計	①耐震性が不十分	②診断により耐震性を確認	③耐震改修により耐震性を確認				
住宅	221,955	61,644	28,017	27,585	6,042	160,311	193,938	87%	
戸建	158,959	55,827	27,912	22,867	5,048	103,132	131,047	82%	
長屋・共同住宅	62,996	5,817	105	4,718	994	57,179	62,891	概ね解消	

↓ 改め

1-2. 改め計									単位:千戸
全体	合計	旧耐震				④新耐震	耐震性あり(②+③+④)	耐震化率	
		計	①耐震性が不十分	②診断により耐震性を確認	③耐震改修により耐震性を確認				
	222	62	28	28	6	160	194	87%	

## (2) 建築物



### <令和7年度建築物耐震化率算定根拠>

1-1. R7年現状(市町村経由で所有者聴き取り等により推計) 単位:棟								
全体	合計	旧耐震			④新耐震	耐震性あり(②+③+④)	耐震化率	
		計	①耐震性が不十分	②診断により耐震性を確認				③耐震改修により耐震性を確認
特定建築物	2,852	864	420	149	295	1,988	2,432	85%
多数の者が利用する建築物	2,098	602	173	142	287	1,496	1,925	92%
危険物を取扱・貯蔵する建築物	648	156	148	2	6	492	500	77%
道路閉塞	106	106	99	5	2		7	7%

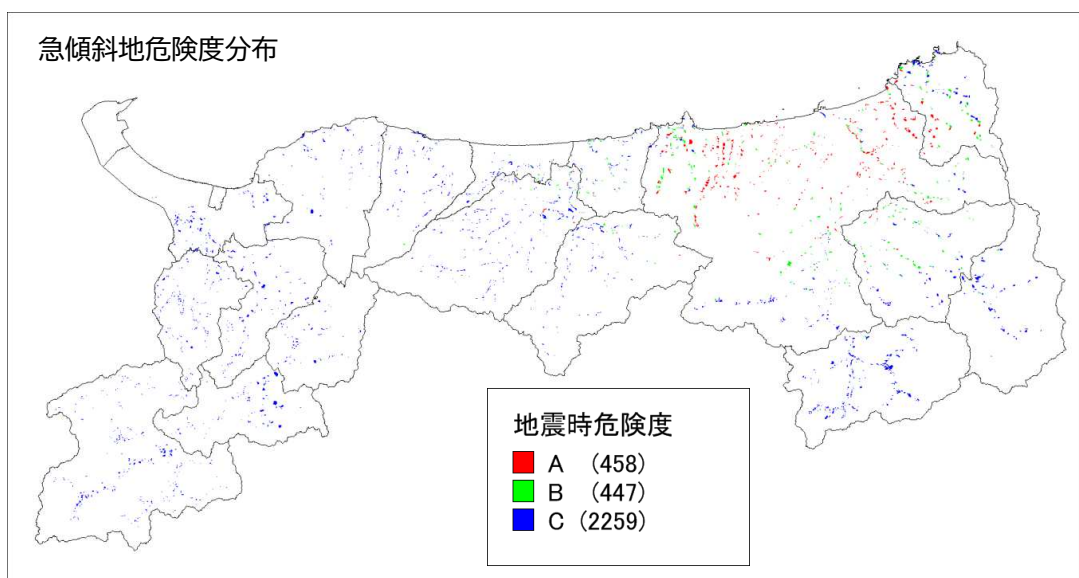
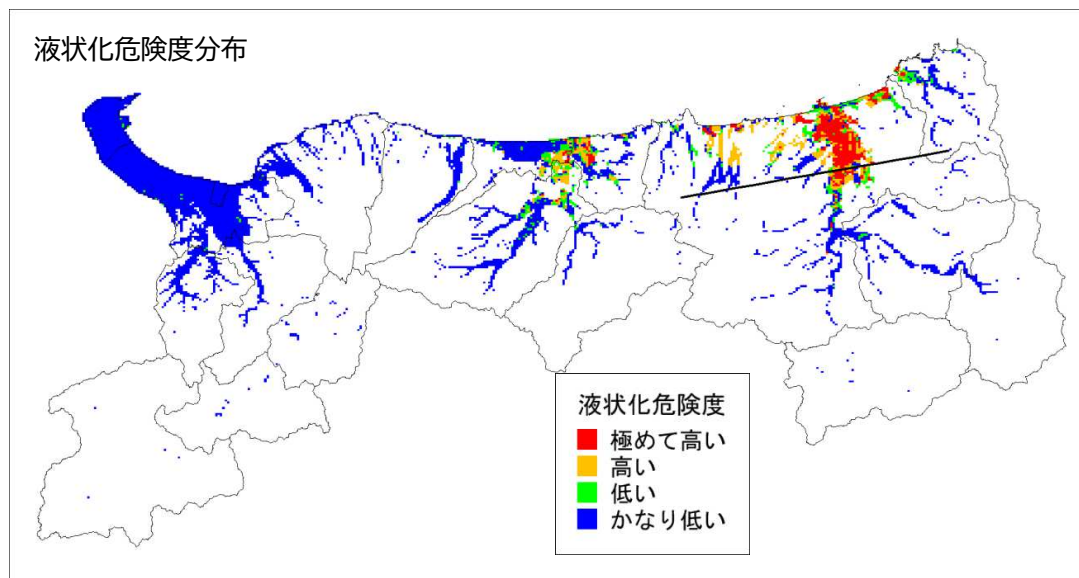
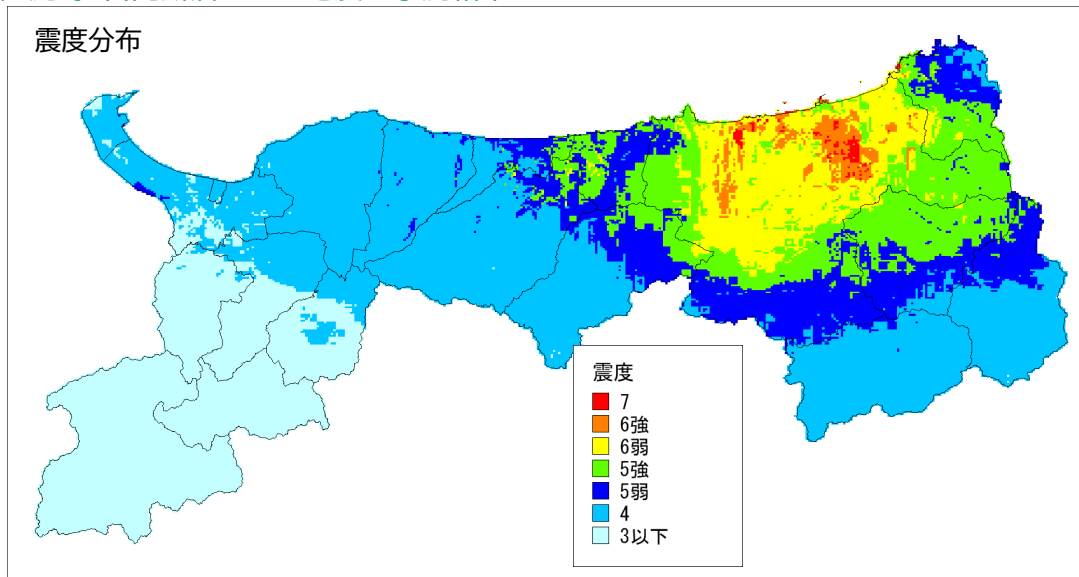
※3号については1,2号とのダブリが不明確なため新耐震棟数は除く  
改め

1-2. 改め計 単位:棟								
全体	合計	旧耐震			④新耐震	耐震性あり(②+③+④)	耐震化率	
		計	①耐震性が不十分	②診断により耐震性を確認				③耐震改修により耐震性を確認
特定既存耐震不適格建築物	2,860	870	420	150	300	1,990	2,440	85%

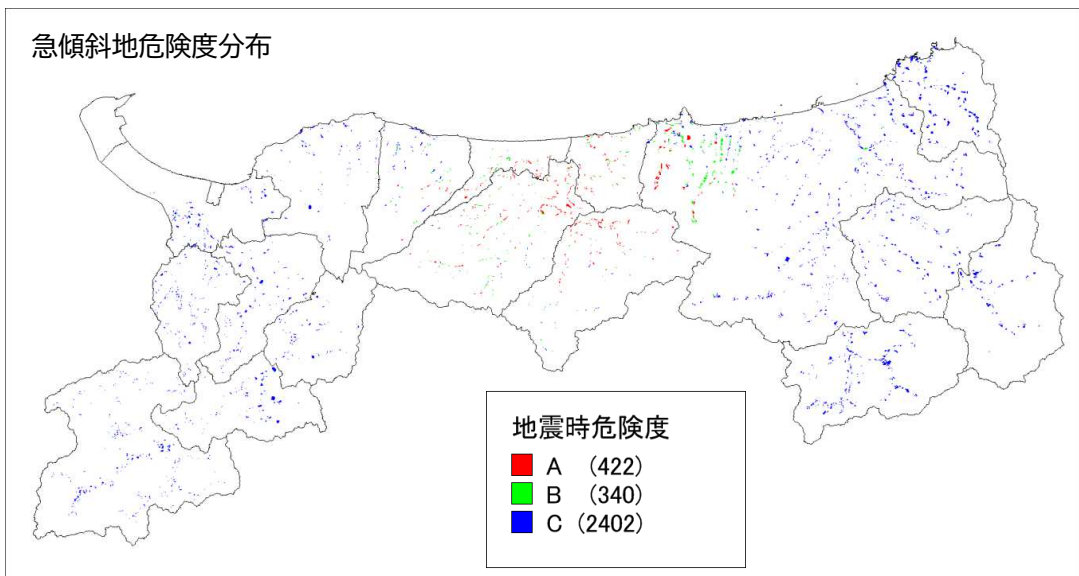
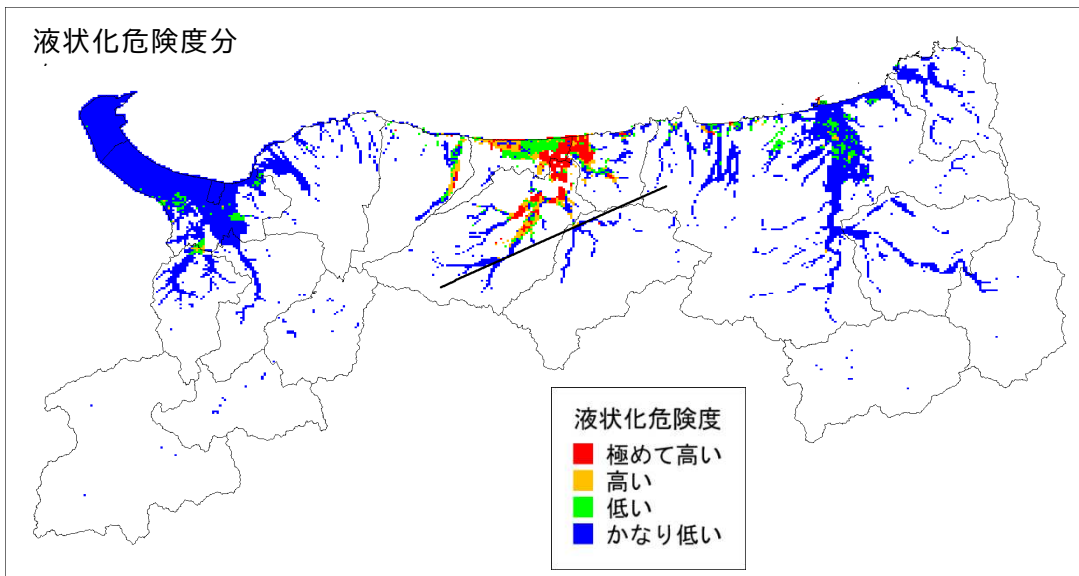
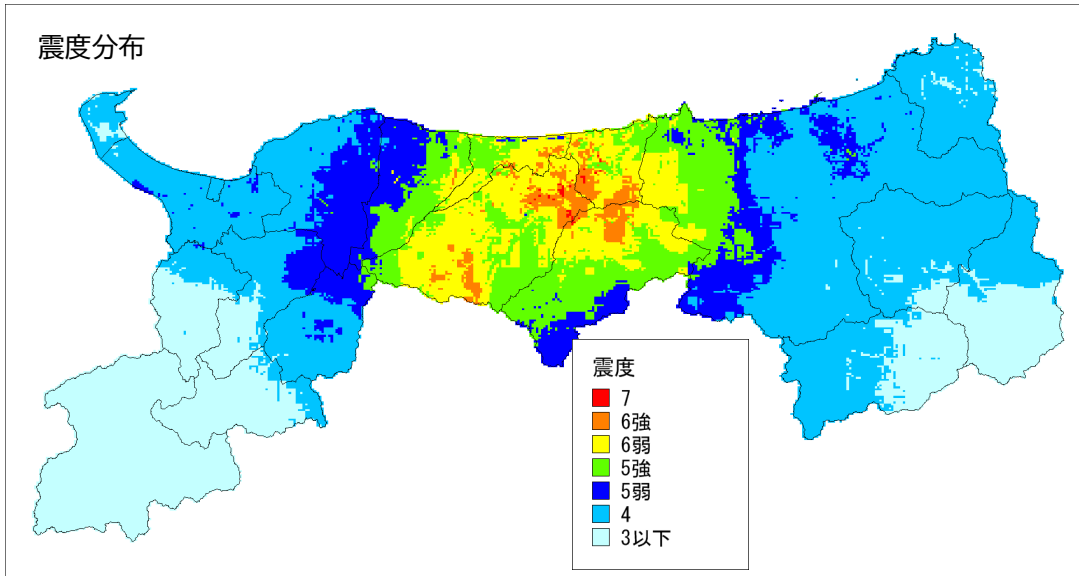
#### 4 県内で発生が予想される主な地震

県内で過去に発生した地震から再び発生の蓋然性が高い地震被害を想定しています。

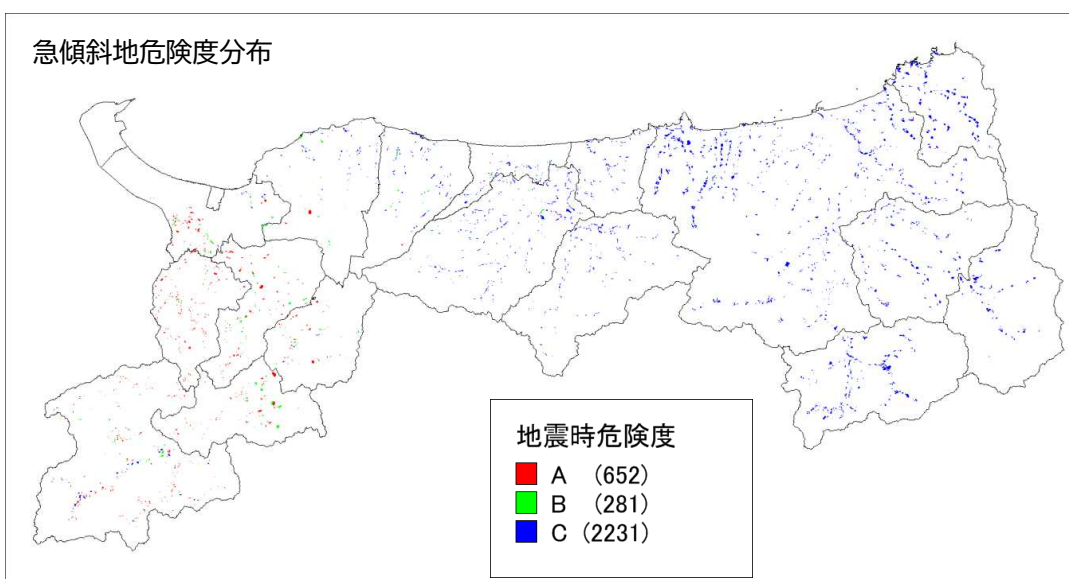
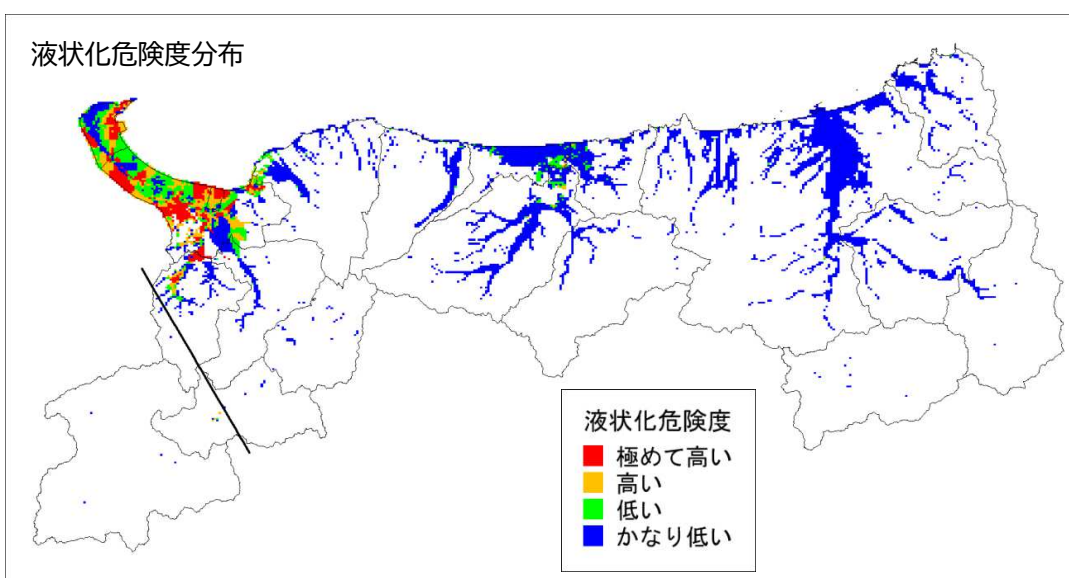
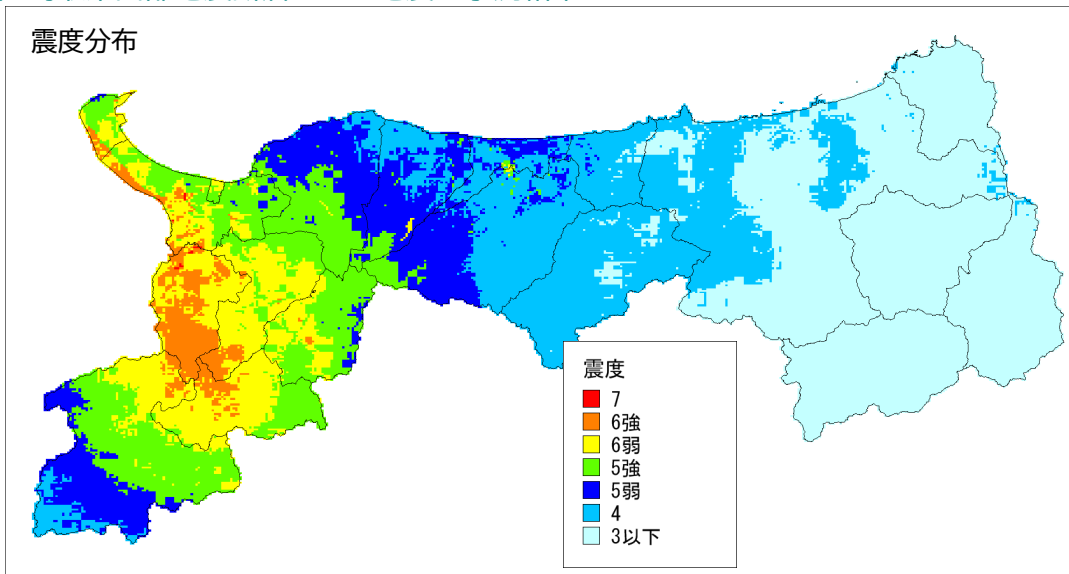
##### (1) 鹿野・吉岡断層による地震の予測結果



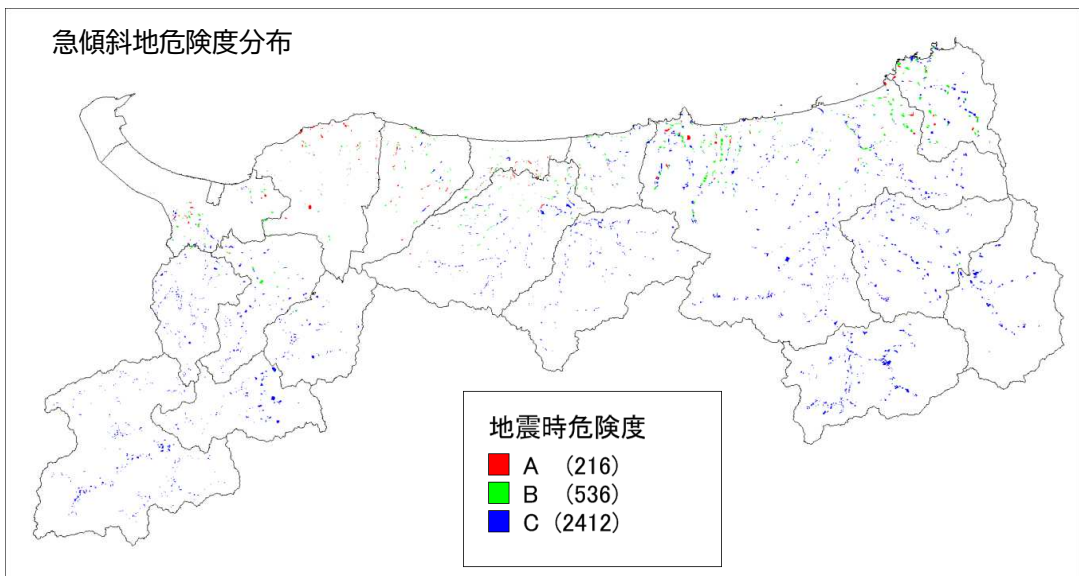
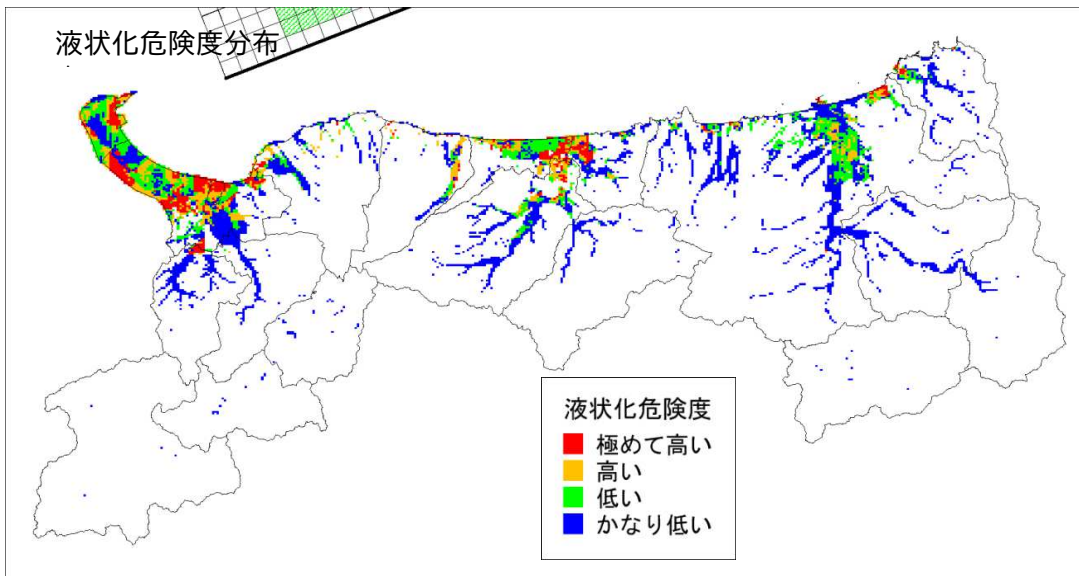
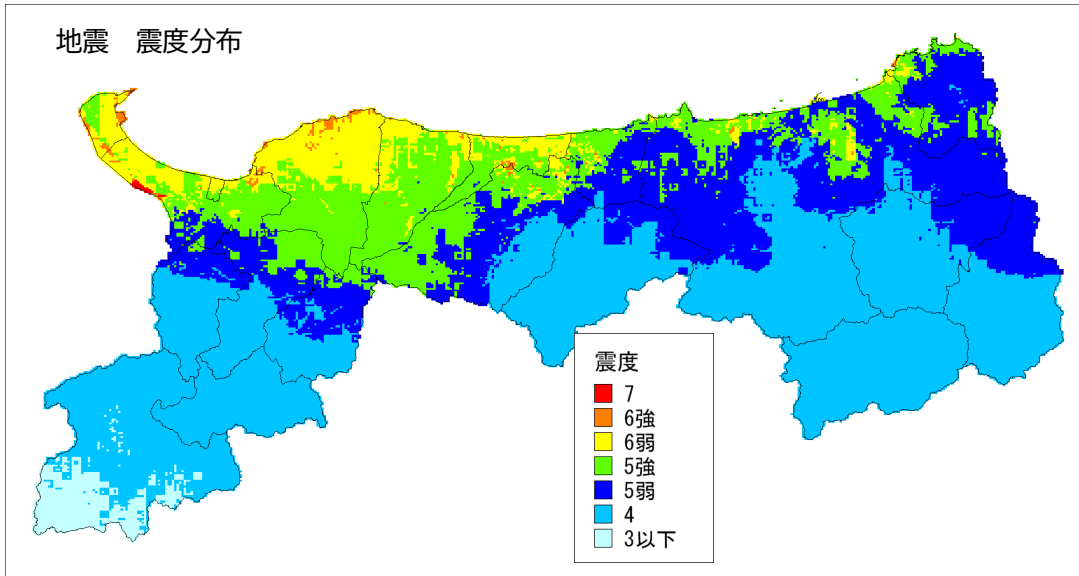
(2) 倉吉南方の推定断層による地震の予測結果



### (3) 鳥取県西部地震断層による地震の予測結果



(4) F55断層による地震の予測結果



## 5 要緊急安全確認大規模建築物の指導等

### (1) 指導等の実施

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっていることについて十分な周知を行うとともに、確実な実施を図り、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うなど、耐震診断結果の報告をするように促します。

耐震診断の結果を報告しない場合は、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等により公表します。

※県内の全ての要緊急安全確認大規模建築物について耐震診断結果公表済

### (2) 耐震診断結果の公表

耐震診断結果は、ホームページ等により公表します。なお、耐震診断の結果、耐震性がないと判定された建築物について、迅速に診断を実施し、その結果を報告した所有者が不利になることがないように、公表時期を設定します。

また、耐震性がないと公表された建築物について、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された場合には、迅速に耐震改修に取り組んだ所有者が不利になることがないように、公表内容を速やかに更新します。

※要緊急安全確認大規模建築物について、平成29年2月3日(令和元年10月18日更新)に公表済

### (3) 指導・助言の方法

所管行政庁が行う指導及び助言は、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に耐震診断、耐震改修の必要性を説明し、耐震診断及び耐震改修の実施についての相談に応じる形で行います。

平成19年4月1日から建築物の耐震診断、耐震改修の状況が建築基準法第12条に基づく定期報告の対象になっていることから、特定行政庁は、特定既存耐震不適格建築物について定期報告を受けた際にも必要に応じて指導・助言を行います。

### (4) 指示の方法

所管行政庁は、指導及び助言を行った特定既存耐震不適格建築物の所有者が、耐震診断・耐震改修を実施しない場合、その実施を促しても協力を得られないときに、実施すべき事項を具体的に明示した指示書を交付する等の方法で行います。

また指示は、指導・助言の実施の有無にかかわらず、必要に応じて行います。

### (5) 指示に従わない場合の公表の方法

所管行政庁は、建築物の所有者等が正当な理由がなく耐震診断・耐震改修の指示に従わない場合に建築物等の公表を行います。

公表は、建物の利用者及び周囲の住民等にも周知する必要があるため、特定既存耐震不適格建築物の所有者の氏名、建築物の名称・位置等を公報に登載するとともに、所管行政庁及び建築の所在する市町村のホームページに掲載し、その窓口で閲覧に供することにより行います。

### (6) 優先的に指導・助言等をすべき特定既存耐震不適格建築物の選定

所管行政庁は、次の特定既存耐震不適格建築物については、優先して耐震化の指導等を実施します。

優先的に指導・助言を行う特定既存耐震不適格建築物	
○ 防災上重要な建築物	・防災拠点となる庁舎、病院、避難所等
○ 不特定多数の者が利用する建築物	・旅館・ホテル、百貨店、映画館、集会場等
○ 避難要援護者の利用する建築物	・老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園・保育所、小中学校、盲・聾・養護学校
○ 被災による倒壊で周囲に与える影響が大きい建築物	・地震時に通行を確保すべき道路沿いで、倒壊により道路閉塞のおそれのある建築物

(7) 特定既存耐震不適格建築物の対象一覧

用途		階数	床面積		
			○所有者の努力義務(法第14条) ○指導・助言(法第15条第1項)	指示・公表対象要件(法第15条第2項)	耐震診断義務付け対象要件(法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校	2以上	1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 ※同左	3,000㎡以上 ※同左
	上記以外の学校	3以上	1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		1以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		3以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
病院、診療所					
劇場、観覧場、映画館、演芸場					
集会場、公会堂				2,000㎡以上	5,000㎡以上
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗					
ホテル、旅館		2,000㎡以上	5,000㎡以上		
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿					
事務所					
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		2以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
老人福祉センター、児童更正施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		2以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		2以上	500㎡以上	750㎡以上	1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		3以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
遊技場					
公衆浴場		3以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				2,000㎡以上	5,000㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				500㎡以上	5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内
避難路沿建築物				同左	同左
防災拠点である建築物					耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

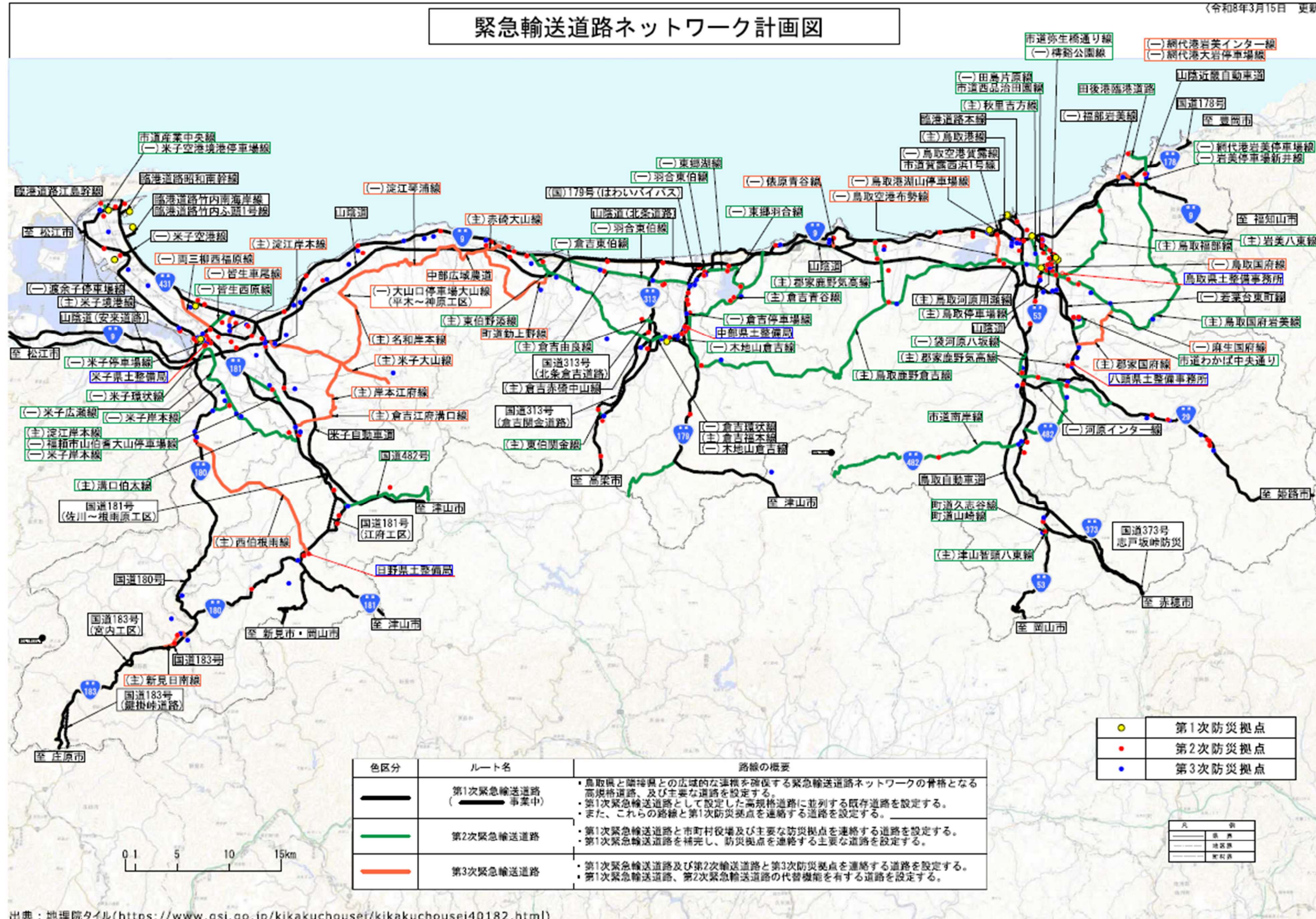
※面積は延べ面積

## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路の概要

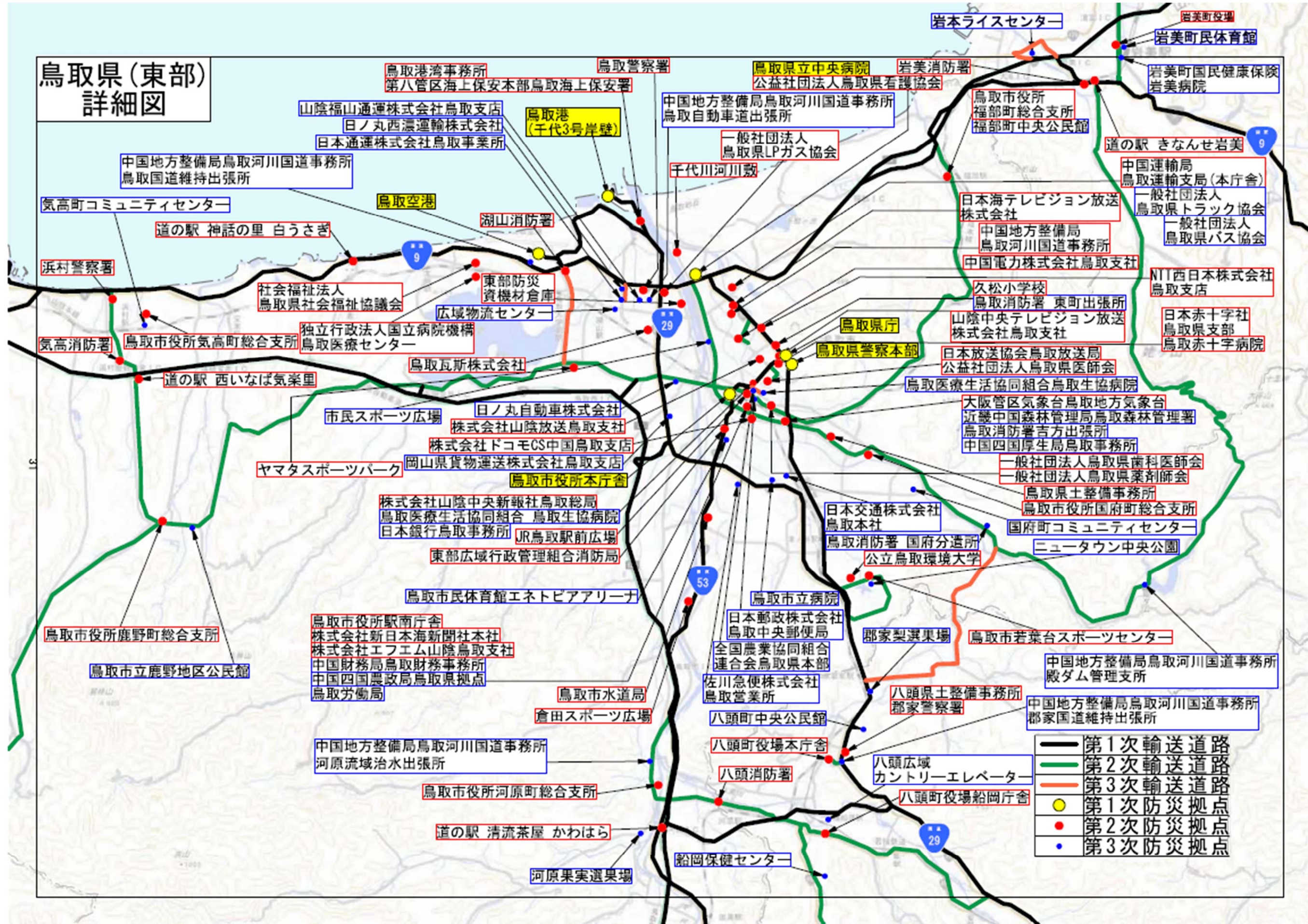
本計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する県及び市町村の地域防災計画で定める緊急輸送道路は次のとおりとします。

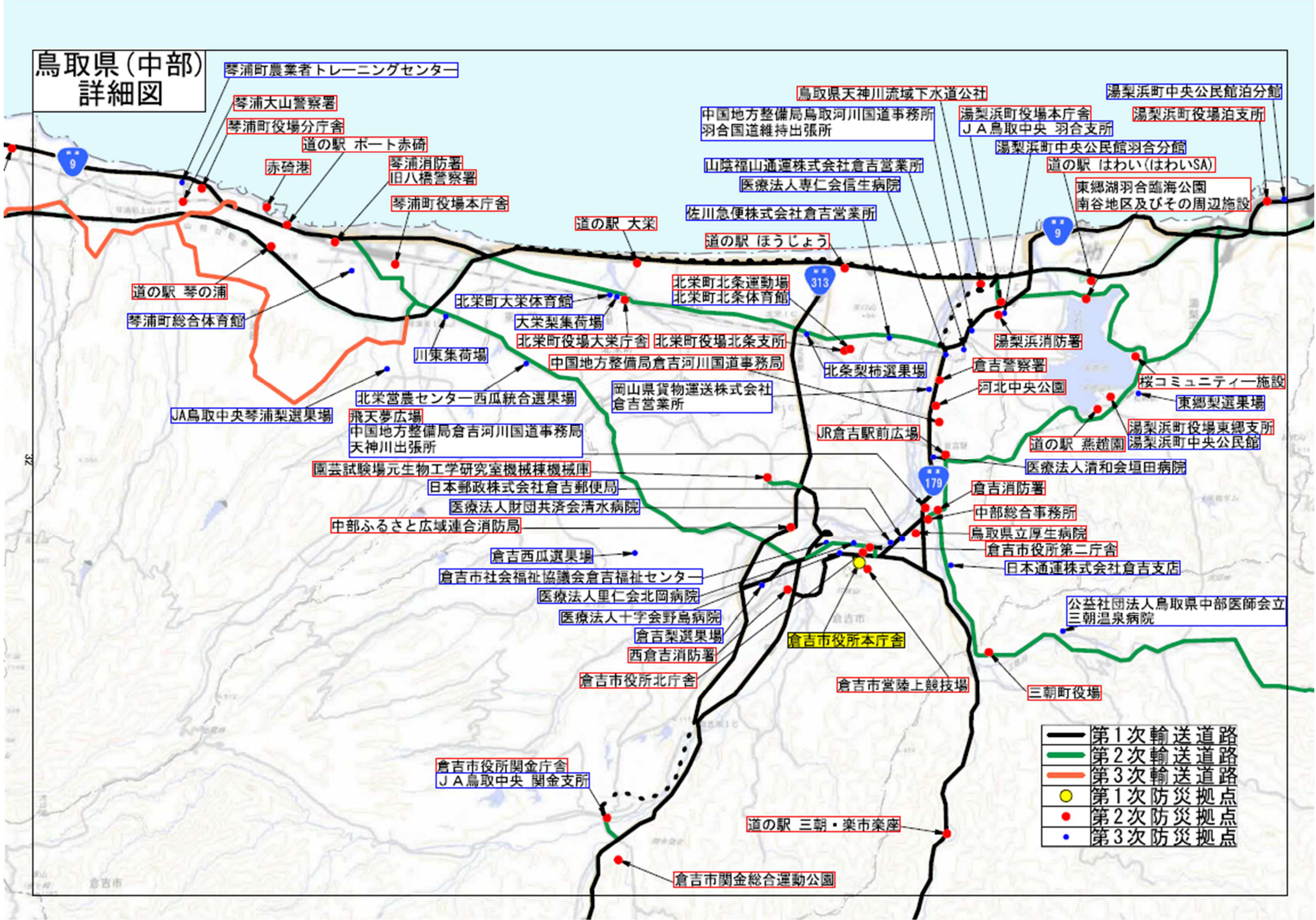
県土整備部道路企画課作成

〈令和8年3月15日 更新〉



# 鳥取県(東部) 詳細図





鳥取県(中部)  
詳細図

- 第1次輸送道路
- 第2次輸送道路
- 第3次輸送道路
- 第1次防災拠点
- 第2次防災拠点
- 第3次防災拠点



## 7 耐震化のための支援制度

### (1) 補助制度

#### ① 鳥取県震災に強いまちづくり促進事業

令和8年4月時点

概要	補助対象		補助率	負担割合			上限 (千円)	
				国	地方公共 団体	所有者		
住宅 (一戸建ての 住宅・長屋及 び共同住宅)	診断	市町村実施	10/10	1/2	1/2	-	204	
		所有者実施	2/3	1/3	1/3	1/3	136	
	総合支援 メニュー	設計		10/10(※1)	1/3	2/3	-	204
				1/2	-	1/2	1/2	160
		改修 ・建替	多雪地域	4/5	2/5	2/5	1/5	1,400
			多雪地域外		23/70	33/70		
		買取再販	1/2	1/4	1/4	1/2	875	
		改修	多雪地域	10/10(※1)	2/5	3/5	-	1,750
		多雪地域外		23/70	47/70			
	改修		23%	11.5%	11.5%	77%	978	
	省エネ改修	省エネ基準適合	2/5	1/5	1/5	3/5	300	
		ZEH/ZEB	4/5	2/5	2/5	1/5	700	
	除却		23%	11.5%	11.5%	77%	978	
	居室単位改修		4/5	2/5	2/5	1/5	1,000	
			10/10(※1)	1/2	1/2	-	1,250	
	耐震 シェルター	高齢者特例(※2)		4/5	2/5	2/5	1/5	800
				10/10(※1)	1/2	1/2	-	1,000
		上記以外	23%	11.5%	11.5%	77%	837	
	耐震ベッド(高齢者特例)(※2)		4/5	2/5	2/5	1/5	500	
			10/10(※1)	1/2	1/2	-	625	
非構造部材対策	避難所等	1/3	1/6	1/6	2/3	900		
	避難所以外	23%	11.5%	11.5%	77%	600		
屋根瓦	耐震対策	1/3	1/6	1/6	2/3	300		
	耐風診断	2/3	1/3	1/3	1/3	25		
	耐風対策	23%	11.5%	11.5%	77%	690		
大規模建築物 等 (耐震改修促 進法におけ る規制対象 建築物)	要緊急安全確認	設計	5/6	1/2	1/3	1/6	m <sup>2</sup> 単価	
	大規模建築物	改修	44.8%	1/3	11.5%	55.2%	m <sup>2</sup> 単価	
	要安全確認計画	診断・設計	5/6	1/2	1/3	1/6	m <sup>2</sup> 単価	
	記載建築物	改修	11/15	2/5	1/3	4/15	m <sup>2</sup> 単価	
	緊急輸送道路沿道 等建築物・避難所等	診断・設計・改修	2/3	1/3	1/3	1/3	m <sup>2</sup> 単価	
	避難路沿道等建 築物	診断・設計	2/3	1/3	1/3	1/3	m <sup>2</sup> 単価	
一般建築物 (上記以外の 建築物)	改修	23%	11.5%	11.5%	77%	m <sup>2</sup> 単価		
	診断・設計	2/3	1/3	1/3	1/3	なし		
	耐震改修・建替・除却	23%	11.5%	11.5%	77%	m <sup>2</sup> 単価		
ブロック塀	診断	省エネ基準適合	23%	11.5%	11.5%	77%	m <sup>2</sup> 単価	
		ZEH/ZEB	23%	11.5%	11.5%	77%	m <sup>2</sup> 単価	
	除却(※3)	診断義務付け	10/10	1/2	1/2	-	(※4)	
		診断義務付け	2/5	2/5	1/5	1/5	400(800)	
		避難路沿い	2/3	1/3	1/3	1/3	300(600)	
	改修(※3)	不特定の者が通行	2/3	1/3	1/3	1/3	150(300)	
		診断義務付け	2/5	1/5	1/5	1/5	250(500)	
避難路沿い		1/3	1/6	1/6	2/3	200(400)		
	不特定の者が通行	1/3	1/6	1/6	2/3	100(200)		

※1:市町村が設定する「住宅耐震化重点区域」内に所在する住宅に対して市町村が補助率を上乘せして支援する場合  
(3年間の限定措置期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日)

※2:現に高齢者、障がい者又は要介護者等若しくは避難行動要支援者が居住する住宅が対象

※3:基礎の撤去を伴う場合は括弧内の数字を限度額とする

※4:補助限度額は48,96千円+0.204L(千円/件) L:ブロック塀の長さ

② かけ地近接等危険住宅移転事業

令和8年3月時点

間接補助対象経費	算定基準額の算定方法
住宅の除却等に要する経費	1,500千円又は1㎡あたり33千円 (非木造住宅は47千円)のいずれか低い額
引越しに要する経費	1戸当たり975千円を限度とする。
除却等をした住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修に必要な資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする)に相当する額の費用	1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域(以下「特殊土壌地帯等」という。)については、1戸当たり7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)を限度とする。

③ アスベスト撤去支援事業

- 対象建築物等 ①～②の全てに該当するもの
  - ①吹付けアスベスト等(吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール)が施工されたもの(本事業以外で国庫補助を受けていないもの)
  - ②建築基準法第9条に基づく措置が命じられていないもの
- 対象部分
  - ・吹付けアスベスト等が施工された部分(露出、隠蔽部共)
- 対象事業
  - ①吹付けアスベスト等の除去等(除去、封じ込め、囲い込み)  
(アスベスト処分費、耐火被覆材等の代替工事を含む)
  - ②吹付けアスベスト等の使用された建築物等の除却(アスベスト対策費用相当額を限度とする。)
- 補助内容について 令和8年3月時点

補助 2/3(国:1/3、県:3/12、市町村:1/12)	所有者負担 1/3
限度額2,000万円/棟	

④ 感震ブレイカー設置事業補助金

区分	補助率	補助上限額
工事なしの場合	10/10*	20千円
工事ありの場合		60千円

※市町村が補助率を嵩上げ支援する場合(3年間の限定措置期間:令和8年4月1日～令和11年3月31日)

⑤ 市町村の補助制度創設状況

令和8年3月時点

市町村	耐震														アスベスト撤去	かけ地移転	感震ブレイカー
	住宅							建築物		大規模		その他					
	診断	設計・改修	除却	屋根	居室単位改修	耐震シエルト	耐震ベッド	診断	設計・改修	設計	改修	ブロック塀	特定天井	非構造部材			
鳥取市	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	—	—	○	○	○
米子市	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—	○	○	—	—	○	○	○
倉吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	○	○
境港市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	—	○
岩美町	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	—	○	○	○
若桜町	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—
智頭町	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○
八頭町	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	○	○
三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湯梨浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
琴浦町	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	○	○	○
北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	○	○
日吉津村	○	○	—	—	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	—	○
大山町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	○	○
南部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	○	○
伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	—	○
日南町	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	○	○
日野町	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	○	○	—	○
江府町	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	○

(2) 税制等

令和8年4月時点

区分	対象	種別	税	主な内容
耐震改修	住宅	住宅ローン減税(租41)	所得税	10年以上のローンを組んで一定のリフォームを行った場合に、毎年の住宅ローン残高の0.7%を控除 控除期間:10年間 借入限度額:2,000万円 最大控除額:140万円
		リ・バース60	-	60歳以上を対象に耐震改修等の住宅リフォームの資金を融資 融資限度額:50%又は60% 金利:年3.4%又は3.9% ※毎月の支払は利息のみ ※元金は、仮受人死亡時に相続人が一括返済するか、担保不動産の売却により返済
		耐震改修促進税制(租41の19の2)(地附15の9)(租11の2、43の2、68の17)(地附15の10)	所得税	標準的な工事費用額の10%を所得税から控除 対象限度額:250万円 最大控除額:25万円
	固定資産税		固定資産額の一定割合を減額 減額割合:1/2 減額期間:1年 ※特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間1/2減額	
	所得税法人税		耐震改修工事の費用の25%について特別償却	
	要緊急安全確認大規模建築物	固定資産税	固定資産額を2年間1/2減額(耐震改修工事費の2.5%が限度) 期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日	
関連	住宅	住宅ローン減税制度(租41)	所得税	耐震改修を行った中古住宅を取得した場合の税制特例措置
		特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例(租36の2)	所得税住民税	
		直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(租70の2)	贈与税	
		特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(租70の3)	贈与税	
		住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減(租73)	登録免許税	
		住宅取得資金の貸付け等の抵当権設定登記の税率の軽減(租75)	登録免許税	
		特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減(租74の3)	登録免許税	
		中古住宅の取得に係る中古住宅及び中古住宅用の土地に対する不動産取得税の特例措置(地73の14、73の24)	不動産取得税	